

公益財団法人 土佐育英協会

# 東京学生寮

## 平成30年度 入寮生募集要項

当協会では、平成30年度の土佐育英協会東京学生寮の入寮生を、下記により募集します。



協会ホームページ QR コード

### 1. 応募資格

次の(1)～(5)のすべての要件を満たしていること。

- (1) 東京都又はその近郊に所在する学校教育法に基づく大学・大学院（修士課程に限る。）（以下、「大学等」という。）に進学予定又は在学する男子。ただし、大学等の通信制及び夜間部は除きます。（進学予定者で、入学が決定していなくても応募は可能です。）
- (2) 父母又はこれに代わる者（以下「父母等」という。）の住所が高知県内にある者。
- (3) 人物及び学業に優れ向学心のある者であること。
- (4) 住居費等必要経費を確実に納入できる者であること。
- (5) 健康で文化的な共同生活を営める者であること。

### 2. 募集人員

年間 20人程度（男子）

### 3. 入寮期間

大学等の最短修業年限までとなります。

### 4. 募集期間

#### 【第一次募集】

平成29年10月2日（月）～平成29年12月15日（金） 17:00 必着

#### 【第二次募集】

平成30年2月13日（火）～平成30年3月14日（水） 17:00 必着

#### 【随時募集】（第二次募集の選考が終了してからの募集）

平成30年3月19日（月）～平成31年1月31日（木）

第二次募集の選考終了後に入寮が必要となった方は、空室があれば、上記期間内に随時申し込むことができます。月単位で選考しますので、受付の締切は毎月末の17時必着です。

## 5. 入寮申込

入寮希望者は、前記募集期間内に、下記入寮申込書類を揃えて当協会事務局へ持参するか郵送してください。出願書類確認のため、可能な限り持参されるようお願いいたします。

提出先：〒780-0870 高知市本町4丁目1-49 高知県文教会館2階  
公益財団法人 土佐育英協会事務局 TEL 088-873-8956

- (1) 高等学校卒業見込者及び過年度卒業生で進学していない者が揃える書類。
  - ① 入寮願書（所定様式）
  - ② 父母等の所得に関する証明書（別表1参照）
  - ③ 同一世帯家族全員の住民票の写し（原本）
  - ④ 高等学校長の推薦調書（所定様式）※開封無効
  - ⑤ 大学合格通知書の写し
- (2) 大学等の在学者で進級する者が揃える書類。
  - ① 入寮願書（所定様式）
  - ② 父母等の所得に関する証明書（別表1参照）
  - ③ 同一世帯家族全員の住民票の写し（原本）
  - ④ 大学等の在学証明書
  - ⑤ 大学等の学業成績証明書（平成29年度前期分まで）
  - ⑥ 入寮希望調書（所定様式）
- (3) 高等学校卒業程度認定試験合格者で大学に進学する者、転入学・編入学する者、大学等を卒業後新たに大学等に進学する者、大学院に進学する者、以上に該当する者は提出書類について、当協会事務局へお問合せください。

## 6. 入寮生の選考及び決定

- (1) 東京学生寮入寮生選考委員会において、応募者との面接及び出願書類をもって審査し、選考のうへ、当協会理事長が入寮者を決定します。  
但し、随時募集者については、当協会事務局が面接を行い、入寮生選考委員会において書類審査・選考のうへ、理事長が入寮生を決定します。
  - ・選考は、人物・家計基準を目安に、学力・特殊事情等を含め総合的に判断します。
  - ・家計基準は、収入基準額から父母等の1年間の認定所得金額を差引いた額を収入基準額で除した割合とします。
  - ・学力基準は、第1学年の場合、高等学校の成績は平均3.2以上とします。  
(高卒認定試験合格者の場合、当該認定試験の成績でB以上が50%以上とします。)
  - ・第2学年以上の場合、申請時までの全履修科目の成績で良(B)以上が50%以上とします。※選考基準を満たしていない場合でも申請は可能で、選考されないわけではありません。

- (2) 面接の日時及び場所は、次のとおりです。

### 【第一次募集の面接・選考】

日 時：平成29年12月19日（火） 午後1時～

### 【第二次募集の面接・選考】

日 時：平成30年3月16日（金） 午後1時～

### 【随時募集の面接・選考】

面接日時：書類出願時又は選考日までに当協会が指定する日時。

選考日：出願書類を受付けた日の属する月の、翌月上旬。（出願者の出席不要）

面接場所：高知県文教会館 高知市本町4丁目1-49 （一次・二次・随時 共通）

## 7. 選考結果の通知

入寮生を決定次第、本人に郵送にて通知します。  
採用にならなかった者にも、その旨をお知らせします。

## 8. 入寮日

【一次募集選考者】及び【二次募集選考者】

平成30年4月1日(日)～4月3日(火)の間となります。

【随時募集選考者】

選考日の属する月の翌月1日～3日の間となります。(申込月の翌々月)

受入状況により変更することがあります。

## 9. 入寮に伴う提出書類

- (1) 誓約書 (提出時期・提出先：採用決定時にお知らせする期限までに当協会事務局へ提出)
- (2) 健康診断証明書 (提出時期・提出先：大学等の健康診断を受診後、速やかに寮監へ提出)

## 10. 入寮辞退等の届出

入寮願書提出後に、入学の取りやめ等により入寮を希望しなくなったときは、直ちに電話等により、当協会事務局へその旨を連絡してください。

## 11. 居室の相部屋使用について

居室は個室ですが、4月に入寮する者は、卒寮した者が使用していた居室の改修(クロス張替等)のため、入寮当初の4月のみ相部屋(1室2人使用)となることがあります。予め、ご承知おきください。

その場合の居室費は、21,000円となります。

## 12. 費用等

- |       |     |   |
|-------|-----|---|
| ① 入寮費 | 入寮時 | 30,000円   |
| ② 寮費  | 月額  | 58,900円(内訳：居室費28,000円、食費22,900円、<br>光熱水費8,000円) |

- ※1 既に在寮している者が、引き続き大学院に進学のため入寮する場合は、入寮費は免除となります。
- ※2 入寮中に、居室費・食費・光熱費の変更がある場合もあります。  
なお、食費及び光熱水費については、寮生自治会において額が決定されています。
- ※3 食事は朝夕2食です。(食事時間：朝食6:30～9:00、夕食18:30～21:00、夕食については、取り置き制度を設けています。)  
なお、日曜・祝日、年末年始及び春休み(1週間程度)、夏休み(2週間程度)は、食事はありません。

### 平成30年度奨学生募集の紹介

当協会では、大学・短大・専修学校に進学する者に、無利息で奨学金を貸与しています。

- ◇貸与月額 私立大学 64,000円、私立(短大・専修) 60,000円、国公立(大学・短大) 51,000円
- ◇募集期間 第一次募集 平成29年10月2日(月)～平成29年12月15日(金)  
第二次募集 平成30年2月13日(火)～平成30年4月10日(火)
- ◇問合せ先 土佐育英協会 088-873-8956 詳細は当協会のホームページをご覧ください。

### 13. 寮所在地等

寮名	土佐育英協会東京学生寮（通名：東京土佐寮）
所在地	〒181-0001 東京都三鷹市井の頭5丁目16番21号
電話	0422-48-9901
交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR中央線新宿駅からJR中央線「吉祥寺駅」下車、徒歩約20分 （新宿駅から吉祥寺駅までの乗車時間約15分、特別快速は吉祥寺駅では停車しません。）</li> <li>・京王電鉄渋谷駅から井の頭線「吉祥寺駅」下車、徒歩約20分 （渋谷駅から吉祥寺駅までの乗車時間約25分）</li> </ul>
建物の構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋コンクリート3階建2棟（寮生室エアコン設置、無線LAN使用可）</li> <li>・南寮：1階に食堂・寮監室・情報処理室、1階～3階寮生室（約10㎡） 各階に共同トイレ、洗面所</li> <li>・北寮：1階に共同浴室（コイン式シャワー設置）・台所（共同）・洗濯場（洗濯機共同） トレーニング室、1階～3階寮生室（約10㎡）、各階に共同トイレ、洗面所</li> </ul>
寮に関する問合せ先	土佐育英協会事務局 088-873-8956

### 14. 参考

※ 設置者別あいうえお順。統廃合された大学は、統廃合後の名称にしています。

#### ◇在寮生が在学する大学名（平成29年4月1日現在）

【国立】東京大学、東京農工大学 【公立】首都大学東京

【私立】青山学院大学、亜細亜大学、慶応義塾大学、国際基督教大学、駒澤大学、上智大学、専修大学  
高千穂大学、拓殖大学、中央大学、帝京大学、東京経済大学、東京工科大学、東京都市大学  
東京農業大学、法政大学、武蔵野大学、武蔵野美術大学、明治大学、早稲田大学

#### ◇入寮生の通学実績がある大学名

【国立】電気通信大学、埼玉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京海洋大学  
東京学芸大学、東京工業大学、東京農工大学、筑波大学、一橋大学

【公立】首都大学東京

【私立】青山学院大学、亜細亜大学、桜美林大学、学習院大学、神奈川大学、北里大学、共立薬科大学  
国立音楽大学、慶応義塾大学、工学院大学、國學院大学、国際基督教大学、国土館大学  
駒澤大学、芝浦工業大学、上智大学、杉野服飾大学、成蹊大学、成城大学、専修大学  
洗足学園音楽大学、大東文化大学、高千穂大学、拓殖大学、千葉工業大学、千葉商科大学  
中央大学、中央学院大学、帝京大学、東海大学、東京経済大学、東京工科大学、東京工芸大学  
東京国際大学、東京歯科大学、東京造形大学、東京電機大学、東京農業大学、東京理科大学  
東洋大学、二松学舎大学、日本大学、日本医科大学、日本歯科大学、日本獣医生命科学大学  
日本体育大学、法政大学、武蔵工業大学、武蔵野大学、武蔵野美術大学、明治大学  
明治学院大学、明治薬科大学、明星大学、立教大学、立正大学、和光大学、早稲田大学

（注）同じ大学でも、キャンパスによって所在地が異なりますのでご注意ください。

## 別表1 所得に関する証明書等

同一世帯員のうち父母等は、下表に示す区分に応じて必要な書類等を添付すること。

(注) 父母等とは、同居・別居を問わず本人と生計を一にする者で、父と母又はこれに代わって家計を支えている者で、具体的には次のとおりです。

- ① 父母が共にいる場合は、父母両方
- ② 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該父又は母
- ③ 父母のいずれもいない場合は、父母に代わって申込者の家計をささえている者  
(2人いる場合は2人それぞれ)

区 分	必要な証明書类等
1 給与所得又は 事業所得が ある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成29年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成28年1月～同年12月までの収入額及び所得額を証明するもの) (注) 所得額と市町村民税・県民税の額が分かる所得額課税額証明書の提出が必要</li> </ul>
2 年金所得が ある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成29年中に発行された年金額改定通知書(写し) 又は平成29年中に発行された振込額通知書(写し)</li> </ul>
3 失業中の場合  (平成28年中は 就労していたが、 応募時において 失業中の場合)	<p>平成29年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】及び次の(1)又は(2)のいずれかの書類を提出</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 雇用保険を受給している場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 雇用保険受給資格者証(写し)【ハローワーク発行】</li> </ul> </li> <li>(2) (1)以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 無職・無収入申立書(別紙様式3)</li> </ul> </li> </ol>
4 収入が著しく 減少した場合  (平成28年中は 就労していたが、 申込までの間に 転職した場合、 又は定年退職等 により年金受給 者となった場合 など)	<p>平成29年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】及び次の(1)～(3)のいずれかの書類を提出</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 給与所得がある場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 給与等の収入年間(見込)額証明書(原本)【会社発行】(別紙様式4)</li> </ul> </li> <li>(2) 定年退職等により年金受給者となった場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 年金証書(写し)</li> <li>● 給与等の収入年間(見込)額証明書(原本)【会社発行】(別紙様式4) ・・・平成29年1月以降に給与所得がある場合</li> </ul> </li> <li>(3) (1)(2)以外の場合(事業所得がある場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 税理士等第三者の証明がある帳簿の写し(直近3ヶ月の収入金額や必要経費が記載され、所得金額が算出できるもの)</li> </ul> </li> </ol>
5 1～4以外の場合 (平成28年1月か ら引き続き無職無 収入である場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成29年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成28年1月～同年12月までの収入額及び所得額を証明するもの)</li> </ul>

## 認定所得金額の算定方法について

公益財団法人土佐育英協会東京学生寮入寮生選考委員会において、入寮生を選考する際の審査資料の一つとして、提出された父母等の所得に関する資料を基に、当協会で「認定所得金額」を算出し、同委員会に提出します。父母等とは、「別表1 所得に関する証明書等」の（注）書きの父母等と同じです。

「認定所得額」の算出方法等は、以下のとおりです。

$$\boxed{\text{I 所得金額} - \text{II 特別控除額} = \text{III 認定所得金額}}$$

### I 所得金額の算定方法

所得金額とは、父母等の1年間の収入金額から必要経費を控除した金額をいう。  
所得の種類に応じて、以下の方法で計算する。

#### (1) 給与所得の場合

年間収入金額	所得金額
268万円以下	0円
269万円以上 400万円以下	収入金額×0.8-214万円
401万円以上 780万円以下	収入金額×0.7-174万円
781万円以上	収入金額-408万円

次の①から⑦は給与所得として扱う。

- ①俸給、給与、賞与
- ②賃金
- ③役員報酬
- ④歳費
- ⑤専従者給与
- ⑥年金
- ⑦扶助費、傷病手当

- 備考
- 1 収入金額及び所得金額は、1万円以下を切り捨てます。
  - 2 給与所得者が2人以上いる場合は、各人毎に計算を行います。
  - 3 同一人で2つ以上の収入源があり、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合計した後で1万円未満を切り捨てて適用します。
  - 4 同一人で2つ以上の収入源があり、給与所得と給与所得以外の場合は、給与所得については上記により計算し、給与所得以外は下記(2)により算出します。

#### (2) 給与所得以外の場合

所得額課税額証明書に記載された所得額を所得金額とする。

### II 特別控除額の算定方法

特別控除とは、前記1で計算した所得金額から控除する事を認められた金額をいう。  
特別控除額は、次ページの「特別控除額表」による。

### III 認定所得金額の算定方法

前記Iの所得金額から前記IIの特別控除額を控除した金額(1万円未満切り捨て)を認定所得金額とする。

#### ※ 収入基準額

収入基準額は下記「収入基準額表」の世帯人員(申込者本人を含む。)に対応する額となります。  
収入基準額から前記IIIで算定した認定所得金額を差引いた額を収入基準額で除した割合が家計基準となります。

#### 【収入基準額表】

世帯人員区分	収入基準額 (万円)
1人	139
2人	198
3人	212
4人	229

世帯人員区分	収入基準額 (万円)
5人	239
6人	250
7人	262

【特別控除額表】

区分	特別の事情	特別控除額				必要な書類
世帯を対象とする控除 A	(1) 母子・父子世帯	99万円				
	(2) 就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校	31万円			
		中学校	46万円			
	高等学校			自宅通学	自宅外通学	
		国公立	39万円	69万円		
	高等専門学校 1～3年次	私立	88万円	118万円		
		国公立	39万円	69万円		
	高等専門学校 4～5年次	私立	88万円	118万円		
		国公立	43万円	72万円		
	大学	私立	87万円	116万円		
		国公立	74万円	121万円		
	専修学校	高等課程	私立	133万円	180万円	
			国公立	39万円	69万円	
		専門課程	私立	88万円	118万円	
国公立			36万円	81万円		
		私立	102万円	147万円		
		国公立	36万円	81万円		
(3) 障害者のいる世帯	障害者(1級又は2級) 1人につき 99万円				障害者手帳(写し) 又は療育手帳(写し)	
(4) 長期療養(6か月以上)者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				医師等の診断証明書、別紙様式1及び領収書の写し	
(5) 主たる家計支持者が別居している世帯	71万円				別紙様式2及び公共料金請求書・領収書等の写し	
(6) 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額				り災証明書の写し、及び被害額及び1年間の支出増となる額(保険等で補てんされた額を除く)を証する書面の写し	
本人を対象とする控除 B	大学・大学院：74万円					

(注1) A欄の(2)「就学者のいる世帯」による控除は、申込者本人分は含めません。

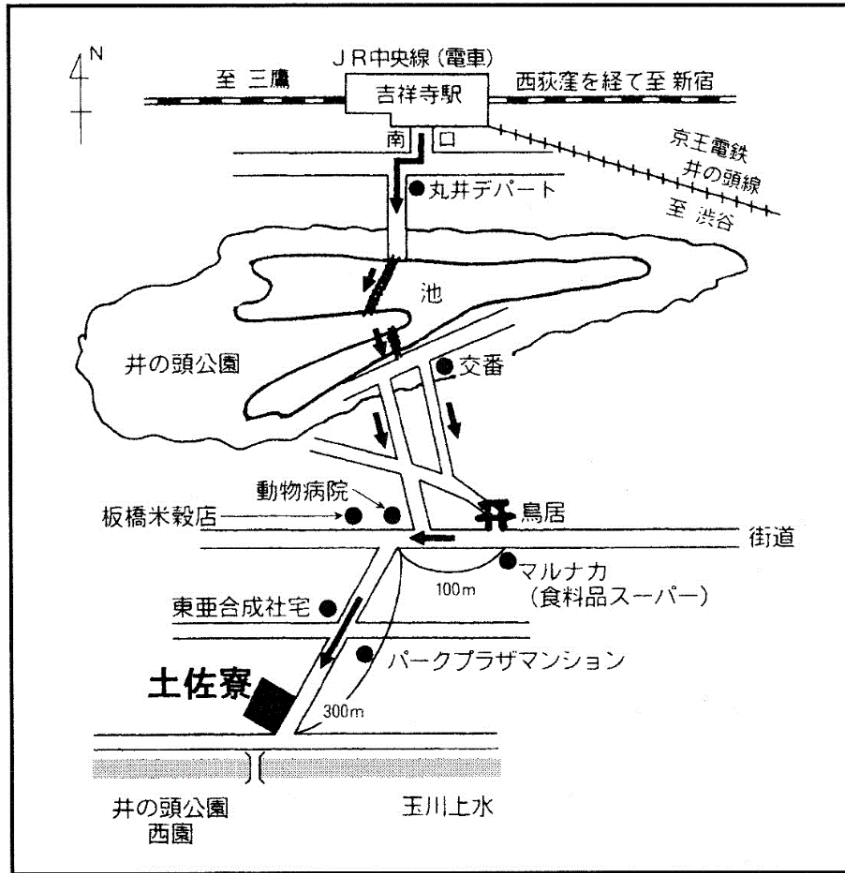
(注2) A欄の(2)「就学者のいる世帯」の「大学」には短期大学・大学院を含みます。

(注3) A欄の(5)は、離婚前の別居(不仲による別居を含む。)は、控除の対象とはなりません。

(注4) A欄の(3)・(4)・(5)及び(6)に該当する世帯は、申立書及びそれを証する書類(写し)を添付してください。

# 土佐育英協会東京学生寮の案内図

【〒181-0001 東京都三鷹市井の頭5丁目16番21号】



QRコード  
土佐寮位置図

## 公益財団法人 土佐育英協会

〒780-0870

高知市本町4丁目1番49号

高知県文教会館2階

電話 088-873-8956

ホームページ <http://www.tosaikuei.jp>

